

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会から信頼される企業であり続け、株主・顧客・従業員などに対する企業価値を高めていくことが経営の重要課題であるとの認識のもと、企業統治の体制の強化・充実に取り組んでおります。その一環として監査役会設置会社型の企業統治体制に加えて、部門長を兼ねる執行役員制度を導入し、業務執行機能と業務監督機能を分離することで、経営の効率化を高めると共に、経営責任を明確化し統治機能の一層の強化を図る体制としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,244,000	7.21
三井住友信託銀行株式会社	1,978,000	4.39
株式会社 みずほコーポレート銀行	1,977,008	4.39
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,822,218	4.05
東京海上日動火災保険株式会社	1,661,479	3.69
日新製鋼株式会社	1,299,000	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,237,000	2.75
大同メタル友栄会持株会	1,162,000	2.58
ザ セリワタナ インダストリー カンパニー リミテッド 703000	1,000,000	2.22
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	886,000	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

1. インベスコ投信投資顧問株式会社 から、平成24年4月5日付で大量保有報告の写しの送付があり、平成24年3月30日現在で2,257千株、5.02%の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、平成24年3月末日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

2. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 から、平成24年4月18日付で、三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成24年4月13日現在で3,669千株、8.17%を共同保有している旨の報告を受けておりますが、平成24年3月末日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役監査、内部監査及び会計監査人監査の三様監査による監査体制を確立しております。

監査役は監査センターの内部監査計画や監査実施結果の報告を受けるとともに、監査センターチーフとの会合を定期的に開催(年4回)し、双方の監査報告の内容に基づき業務の執行状況を確認・検証し、監査の実効性を確保するため積極的に意見・情報交換を行っております。

監査役は会計監査人との会合を定期的に開催(年4回)するほか、会計監査人による往査や実地棚卸にも立会うなど、年間を通じて会計監査人と積極的に意見や情報の交換を行っております。

監査センターは内部監査計画や監査実施結果を会計監査人に報告するとともに、随時会合を開催し、双方の監査報告の内容に基づき業務の執行状況を確認・検証し、監査の実効性を確保するため積極的に意見・情報交換を行っております。

なお、監査役、監査センター及び会計監査人は、内部統制推進センターとも随時会合を開催し、内部統制に係る監査の実効性を確保するため積極的に意見・情報交換を行っており、その結果を年4回取締役会、経営戦略会議宛に実施される内部統制報告会に反映させております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田辺 邦子	弁護士				○					○
松田 和雄	他の会社の出身者				○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田辺 邦子	○	<p>< 現 田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー > 当社は、当人の所属する田辺総合法律事務所との間で顧問契約を締結し毎年顧問料を支払っておりますが、金額は同弁護士事務所の規模に比して少額であり、当人は当該顧問契約に含まれず、また当社の依頼案件に関与していません。</p> <p>< 現 (株)ディスコ 社外監査役 > 当社は、(株)ディスコとの間に取引関係はありません。</p>	<p>会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、遵法性の観点から監査を行うことが可能であり、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>なお、当人の当社社外監査役就任期間は平成24年6月28日第104回定時株主総会終結の時をもって9年であります。</p>
松田 和雄		<p>< 現 NSK(CHINA)INVESTMENT CO.,LTD. 董事長 > 当社は、NSK(CHINA)INVESTMENT CO.,LTD.との間に取引関係はありません。</p> <p>< 現 日本精工(株) 特別顧問 > 当社は、日本精工(株)との間に特段開示すべき関係はありません。</p> <p>< 現 NSKワーナー(株) 監査役 > 当社は、NSKワーナー(株)との間で製品販売等の取引がありますが、当社の連結売上高に占める割合は1.0%と僅少であります。</p> <p>< (株)みずほコーポレート銀行出身 > 当人は、当社の取引先である(株)みずほコーポレート銀行の出身であります。当社は(株)みずほコーポレート銀行との間で借入、預金等の取引があります。</p>	<p>長年、銀行や証券会社で培ってきた財務及び国際業務等に精通しており、また製造会社の経営に携わった知識、経験を活かし、企業経営の会計及び業務執行を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>なお、当人の当社社外監査役就任期間は平成24年6月28日第104回定時株主総会終結の時をもって1年であります。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
インセンティブ制度は導入しておりません。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

--	--

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役及び社外監査役の別に、報酬等の総額を開示することとしております。

また、報酬等の総額が1億円以上である役員については、有価証券報告書にて個別開示することとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容、その決定方法等】

1. 取締役の報酬について

取締役会で制定した取締役報酬規程において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

また、報酬の客観性・透明性を確保することなどを目的に、社外メンバー・社内メンバーで構成するアドバイザリーボード(以下「ボード」といいます。)を設置し、個別の支給額等を協議・決定しております。

具体的な体系、決定方法などは次のとおりです。

(1) 取締役の報酬体系を「月額報酬」と「賞与」により構成します。

なお、社外取締役を選任した場合の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、「月額報酬」のうち「固定報酬」のみとします。

(2) 「月額報酬」

・役位に応じた業務執行の役割・責任等に対する「固定報酬」と、前事業年度の会社の連結業績指標に連動し個人別の会社への貢献度も加味した「連結業績連動報酬」から構成されます。

・月額報酬の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、連結売上高、連結当期純利益に応じた支給割合に基づき、ボードの決定案を踏まえて、取締役会において決定されます。

(3) 「賞与」

・株主総会に付議する支給総額は、株主に対する配当の額に応じて一定の上限を設けるとともに、ボードの決定案を踏まえて、取締役会において決定します。

・個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、連結売上高、連結当期純利益に応じた支給割合に基づき、ボードの決定案を踏まえて、取締役会において決定されます。

2. 監査役の報酬について

監査役の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。個別の支給額は、監査役の協議により決定します。

なお、取締役および監査役の役員退職慰労金制度については、平成18年6月29日開催の第98回当社定時株主総会終結の時をもってこれを廃止しており、同総会において、同総会終結の時までの在任期間に対応する役員退職慰労金の支給に関して承認を受けております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役(社外監査役を含む)を補助すべき部門として取締役から独立した「監査役事務局」を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、執行役員制度の導入による経営責任の明確化、社外監査役の設置による監督・監査機能の強化、経営戦略会議等の設置による意思決定機能の強化を図るため、下記の体制を採用しております。

取締役会は当社の業務執行を決定し、個々の取締役の職務の執行を監督し、実際の業務執行については執行役員や従業員に権限を委譲しております。取締役会は意思決定の迅速化を図るため、取締役5名で構成され(平成24年3月末)、原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催されております。また、取締役会とは別に、経営上の重要事項を討議する場として、常勤監査役も出席する経営戦略会議が、原則毎月2回開催されております。

当社は、取締役会において内部統制システムに関する基本方針、すなわち会社法及び会社法施行規則に定める「会社の業務の適正を確保するための体制」を定めているほか、「内部統制推進センター」を設置し、財務報告にかかる内部統制やガバナンス体制の強化に努めております。

監査役会は取締役の業務執行を監査・監督しております。監査役会は社内監査役1名、及び経営の透明性を高める観点より社外からの監査役2名で構成され、原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催されております。

監査役は、監査役会が設定した監査基準及び監査方針を決定に沿って取締役の業務執行を監査しております。

具体的には、取締役会その他重要会議への出席、取締役、執行役員及び使用人等から受領した報告内容の検証、業務執行内容及び財産の状況に関する調査を行い、取締役に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の行為の差し止めなど必要な措置を適時に講じるほか、代表取締役と定期的な会合を持ち、経営方針の確認と会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境の整備状況、監査における重要課題等について意見交換をしております。

また、海外、国内子会社の経営及び業務の監査を各監査役が分担し、グループ全体の経営状況の把握と視点を変えての監査を的確かつ効率的

に実施しております。

社外監査役全員は、原則毎月開催しております定時取締役会及び定時監査役会に出席しております。

また、取締役会付議事項に係る事前配布説明資料により前もって確認を行ったうえ、原則取締役会前に開催される監査役会において協議を行い、取締役会でその都度意見等を述べております。

リスク管理体制の整備につきましては、経営及びコンプライアンスリスクの対応強化、徹底を図るために次の体制を構築しております。

・コンプライアンスリスクの未然防止に関する課題の明確化と対応の検討、実施までの統括的な活動を展開する機関として「企業行動倫理委員会」を設置しており、「企業行動倫理委員会」は、会社規則や法令などを遵守していくうえでの行動憲章及び行動基準を制定しております。

・自然災害、事業、品質、知財、環境等の経営全般及びコンプライアンスリスクなどを対象とした「リスク管理委員会」を設置し、それらのリスクを評価、把握するとともに、毎年、影響度、発生可能性を見直し優先度を付けた対策を検討しております。
これらの委員会で協議・決定された内容を、経営会議においてリスク等の重要度・優先度を確認のうえ、経営に反映させております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現在社外取締役を選任しておりません。当社経営の職務執行に関し高度な知識と経験を有する社内取締役が取締役会を構成し、かかる取締役会が取締役の職務執行を監督し、さらには社外監査役が社外役員として外部の視点で経営の適法性、適正性を客観的にチェックする役割を担うことで経営に対する監督機能を十分に果たしていると評価できますので、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・当社「行動憲章」にて情報開示に係る条項を定め、会社情報の適正管理を図り、タイムリーかつ適正な開示を行い、企業の透明性を高める旨を宣言しております。当該行動憲章は、当社ホームページにて閲覧可能です。
その他	・株主総会のビジュアル化、総会後の株主懇談会を各々実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・当社「行動憲章」にて情報開示に係る条項を定め、会社情報の適正管理を図り、タイムリーかつ適正な開示を行い、企業の透明性を高める旨を宣言しております。当該行動憲章は、当社ホームページにて閲覧可能です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	・名古屋証券取引所、証券会社主催の個人投資家向けセミナーに参加し、担当役員などにて対応しております。 名古屋証券取引所主催のIRイベント、セミナー 年3回程度 証券会社主催企業説明会 年2回程度	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・当社が行う決算説明会のほか、名古屋証券取引所主催のアナリスト向けセミナーに参加し、経営トップあるいは担当役員などにて対応しております。 ・決算説明会は、期末、中間期毎、東京にて実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・決算情報、決算以外の適時開示情報、決算短信、営業のご報告等を掲載しております。 ・2009年3月に日本語版ホームページをリニューアルし個人投資家向け情報提供を強化、2010年8月には英語版ホームページのリニューアルを実施しております。 ・招集通知及び決議通知(営業のご報告に記載)は、自社HPに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR担当部署:総務センター	
その他	・機関投資家、証券会社との個別面談等による対応を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・株主をはじめとするステークホルダーに対しては、当社ホームページに「行動憲章」、「企業理念」、「行動指針」及び「環境方針」を掲載し、当社の基本方針を明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・ISO14001取得済。生産子会社も全社取得済です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・会社情報の適時開示については、情報開示検討チームにて開示の必要性を判断し、代表取締役の承認を得た後に開示される体制となっております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において内部統制システムに関する基本方針、すなわち会社法及び会社法施行規則に定める「会社の業務の適正を確保するための体制」を定めているほか、「内部統制推進センター」を設置し、財務報告にかかる内部統制やガバナンス体制の強化に努めております。「会社の業務の適正を確保するための体制」の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規程に則り、保存・管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理委員会」を設置し、経営・コンプライアンスリスクを主な対象として、それらに内在するリスクを評価・把握するとともに、対応策を検討する。その結果、リスクの重要性により、経営会議に諮り、横断的な事項についてはその対応方法を決定する。

・リスクの管理について定める「リスク管理規程」を制定し、規程に従ったリスク管理体制を構築する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・中期経営計画や年度基本方針を策定し、これらに基づき各部門で方針・計画を策定する。また、重要な意思決定事項については経営会議において多面的な検討をし、計画、具体的な実施策について定期的なレビューを行うことにより、業務執行の実効性を高める。(経営会議は取締役会、経営戦略会議、部門長会議、拡大品質管理委員会、収益改善委員会、全社環境委員会を総称するもの。)

・職務権限の範囲や社内カンパニー制のあり方を含め、社内組織及びその体制について効率的な職務分掌ないし権限の分配が行われているか定期的に検証する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・業務の正当性、妥当性、効率性、遵法性を確保するため、監査センターによる内部監査体制を確立する。

・コンプライアンスの強化・徹底を図るため、コンプライアンスリスクの未然防止に関する課題の明確化と対応策の検討・実施までの統括的な活動を展開する機関としての「企業行動倫理委員会」を設置する。

・「企業行動倫理委員会」は、会社規則や法令など遵守していくうえでの行動基準を制定し、必要に応じて取締役会の承認を経て、その内容を改訂する。

・当社及びグループ会社は、行動基準を活用し、従業員に対するコンプライアンス教育・研修を定期的実施する。

・内部通報体制における倫理相談窓口・各種相談窓口を設置する。

・コンプライアンス及び内部通報にかかる体制及び運用を定める「行動基準運用管理規程」を制定する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社及びグループ会社間における職務の効果性・効率性を確保するため、関係会社にかかわる規程を適宜、必要に応じて見直しする。

・グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社に対し、当社関係会社に係る規程に基づき、会社の経営管理に関わる事項について業務監査を実施し、業務活動が適正かつ効果的に行われているか否かの検証を定期的に行う。

・グループ会社は当社取締役会に対し、業務執行状況並びに財務状況等について定期的に報告を行い、当社及びグループ会社間との情報の交換を図る。

・当社及びグループ会社は、グループ方針及び経営のあり方などを決定する会議体を形成し、連携体制を確立する。

・グループ会社は当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、そのほかコンプライアンス上に問題があると認められる場合には、倫理相談窓口または各種相談窓口に報告する。重要性の高いものについては監査役に報告を行い、監査役は必要に応じて意見を述べ、取締役に対し、その改善・是正策を求めるものとする。

・当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、必要な規程・手順等を定め、適正かつ有効に運用及び評価する体制を構築し、また全社的にその維持、強化をすべく「内部統制推進センター」を設置し、内部統制における統括、業務の推進を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

・監査役を補助すべき部門として、取締役から独立した「監査役事務局」を設置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・「監査役事務局」の人事異動及び人事考課については、監査役会は、事前に報告を受け、必要な場合は人事担当役員に変更を申し入れることができるものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は法定事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。

ア. 経営会議で審議・報告された案件

イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

ウ. 監査センター及びその他の内部監査部門が実施した業務監査の結果

エ. 取締役が整備する内部通報体制の状況及び情報の内容

オ. 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的な会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業倫理の基本原則を定めた「行動憲章」の第7条に「反社会的勢力に対する姿勢」を掲げ、企業の健全な活動に脅威を与える勢力・団体には毅然とした態度で対決することを謳っております。

当社は、総務センターが所管部門として全社的な統括を行っており、外部機関(関係する官公庁・団体・弁護士等)との連携を密にするとともに、反社会的勢力と疑わしい団体等の情報収集に努め、社内展開と注意喚起等を含めた一元管理を行っております。

「行動憲章」に則り、事業活動を遂行するうえでの具体的遵守事項を定めた「行動基準」を全役職員に配布し、「反社会的勢力への対応」を明示のうえ、啓蒙を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は、中長期的な視野にたつて、販売・生産・技術・新事業などの事業戦略を掲げ、安定的な発展と成長を目指しておりますが、企業を取り巻く環境は常に大きく変化しており、その短期的な経営判断は将来に向けた持続的な成長を確実なものとするうえで極めて重要な舵取りを要求されます。

平成24年4月からスタートした中期経営計画「Together To The Top (共にトップを目指そう)」におきまして、サバイバル・プランの成果を踏まえ更なる経営の安定と事業拡大に向けた取り組みにより、中期経営計画最終年度(平成29年度)におきまして当社グループが目指すチャレンジ目標として「連結売上高 1,110億円、営業利益167億円、営業利益率15%以上」の達成を掲げ、持続可能な経営基盤を構築することにより、企業価値を高めるよう努めてまいります。

そして、当社は、当社の顧客及び仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民その他のステークホルダーと協調しながら、短期的かつ急激な変化への柔軟な対応と、上記の中長期的な視野にたつての企業経営による持続的な成長を目指し、そのような持続的な成長によって得られる利益を株主の皆様へ還元することが、短期的、一時的な利益を株主の皆様へ配当するよりも、株主の共同の利益に資するものと確信しております。

したがって、当社は、当社の顧客、仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民などをはじめとして、上記の中長期的な視野にたつての企業経営による持続的な成長を支持して下さる方に、バランスよく株式を保有して頂くことが望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

【基本方針の実現に資する特別な取り組み】

ア. 中長期的な視野にたつての企業経営による持続的な成長を実現するための当社の財産の有効な活用

- ・ 当社は、これまでも上記中長期的な視野にたつた企業経営による持続的な成長を実現するために当社の財産を有効活用してまいりました。
- ・ 今後も、中長期的な視野にたつた企業経営による持続的な成長を実現するためには、今後の市場動向、変化に対応した生産販売拠点の整備、国内外の子会社の品質、生産効率、管理能力などの当社水準への引き上げ及び製品・設計・製造・生産・開発の各技術の世界トップレベルの維持が必要となることから、株主の皆様への利益配当とのバランスを考慮しつつも、積極的な研究開発、海外生産拠点の従業員の当社への研修、産・官・学による先端技術の活用、知的財産の保有による技術防衛などに有効かつ効率的に当社の財産を投資してまいり所存です。

イ. 従業員による株式保有の推進

- ・ 当社は、従業員持株会加入者に奨励金を支給することにより、従業員による株式の保有を推進しております。
- ・ 引き続き、従業員持株会拡充に向けた積極的な取り組みを実施してまいります。

ウ. 地域住民の当社に対する理解の促進

- ・ 当社は、主要事業所での親睦行事や地域住民の工場見学会などへの参加等地域住民との交流を行い、地域住民による当社への理解が深まるよう心がけております。

【基本方針に反する株主による支配を防止するための取り組み】

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること(以下、「敵対的買収」といいます。)を防止するため、以下のように取り組んでまいります。

まずは、当社の資産を最大限有効活用しつつ、上記の中長期的な視野にたつての企業経営による持続的な成長を実現し、企業価値を増大させ、株主の皆様への適切な利益の還元を可能とするとともに、当社の企業価値の市場における評価の向上に結びつけるべく、積極的なIR活動に努めております。

その上で、継続的に実質株主を把握し、敵対的買収者が現れた場合には、当該敵対的買収者による買収目的の確認及び評価並びに当該敵対的買収者との交渉を社外の専門家の意見を聞きながら行い、当該敵対的買収者が当社の基本方針に照らして不適切と判断した場合には、適切な対抗手段を講じる考えであります。

また、敵対的買収者の出現に備えた事前の敵対的買収防衛策の導入につきましても、これを否定するものではなく、法令、関係機関の指針または他社の動向も踏まえながら、株主共同の利益を確保しつつ、有効な方策を引き続き検討していく所存であります。

(3) 上記取り組みの妥当性に関する判断及びその理由

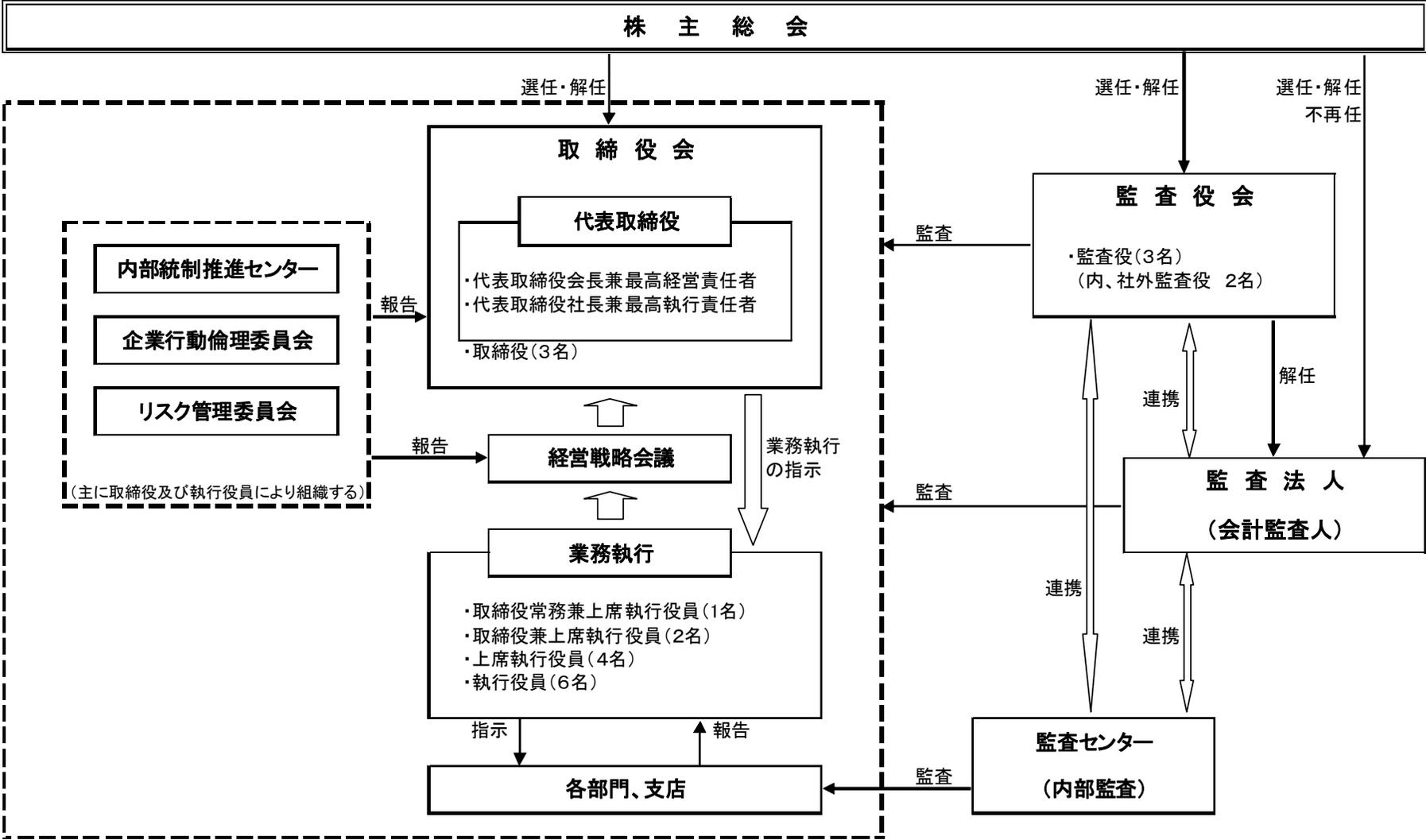
上記取り組みが基本方針に合致し、株主共同の利益を侵害せず、当社の役員の地位の維持を目的とするものではない適切なものであることは、その取り組みの態様から明らかであり、対抗手段や敵対的買収防衛策につきましても、基本方針に反する場合にのみ発動するものであることから、適切であることは明らかであると思料いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)「コーポレート・ガバナンスの体制図」につき、P10添付資料をご参照ください。

(2)「情報開示体制図」につき、P11添付資料をご参照ください。

コーポレート・ガバナンスの体制図



< 情報開示体制図 >

